

## 自主企画ゼミナール実施に関する内規

### (設置目的)

第1条 自主企画ゼミナール（以下、自主ゼミという）の設置は、既存の枠組みにとらわれず、より多く学びたいという意欲を持ち、主体的に学習計画・内容を企画・立案する学生のために、機会を提供することを目的とする。

### (企画の公募)

第2条 自主ゼミの企画は、毎学期募集する。

2 応募の締切日は、第1学期開講科目は2月下旬、第2学期開講科目は8月下旬とする。

3 自主ゼミの開講を希望する学生（立案者）は、審査のために、所定の様式による学修計画書を教務・教育企画室へ提出しなければならない。

4 学修計画書には、立案者を含む学習者の氏名、企画の題目、学習目的・内容、学習計画等を記載しなければならない。

5 立案者は、指導教員との間で事前に学習内容および学習計画について十分な打ち合わせをしておかなければならない。

### (自主ゼミに関する条件)

第3条 一つの自主ゼミには、立案者を含め 少なくとも6名の学習者がいなければならない。

2 一つの自主ゼミの学習者の人数は30名を越えてはならない。

### (立案者・学習者に関する条件)

第4条 自主ゼミの立案及び履修は、1年次2学期開講分からとする。

### (指導教員に関する条件)

第5条 自主ゼミの指導を引き受ける教員は、麗澤大学の専任教員でなければならない。

2 教員は、原則、学期に2つ以上の自主ゼミを指導することはできない。ただし、学部の指定する自主ゼミに限り、2つ以上のゼミの指導を可能とする。

### (科目の審査)

第6条 自主ゼミの開講の適否については、提出された学修計画書に基づき、指導教員が所属する学部運営委員会の議を経て決定する。

2 開講が承認された場合は、その旨を立案者の代表に伝える。

3 開講が承認されなかった場合は、その旨を、理由を添えて立案者の代表に伝える。

(審査基準)

第7条 学習計画・内容が、次の事項のいずれかに該当する場合は、承認しない。

- (1) 計画の趣旨および目的が明確でない場合
- (2) 指導教員との間で学習計画・内容について十分な打合せを行っていないと判断される場合
- (3) 企画・立案された学習内容と同様（授業の進め方を含む）の授業が、本学の科目として開講されている場合
- (4) テーマおよび学習計画・内容が大学の授業としてふさわしくない場合

(開講の発表)

第8条 開講が承認された自主ゼミについては、学期初めにWEB履修案内上にて発表する。

(開講の取消)

第9条 開講が承認された自主ゼミであっても、履修登録の結果、学習者が5名以下となった場合には、原則として開講を取り消す。

(履修登録)

第10条 応募の段階で学修計画書に氏名が記載されている立案者及び学習者を、自主ゼミの履修者とする。

2 ただし、学部運営委員会承認後から、履修登録期間の定める期日までに、所定の手続きをした者は追加を認める。

3 学生が履修できる自主ゼミは、原則として学期に1つとする。

4 学生は、通算8単位まで履修可能とする

(単位認定)

第11条 1度目の単位認定は「自主企画ゼミナールA」、2度目の単位認定は「自主企画ゼミナールB」、3度目の単位認定は「自主企画ゼミナールC」、4度目の単位認定は「自主企画ゼミナールD」で認定する。

(同じ自主ゼミの次学期への継続)

第12条 開講された自主ゼミについて、次の学期に引き続き開講を希望する場合には、改めて学習計画書を提出し承認を受けなければならない。

附 則

1 この内規は、令和3年12月1日から施行する。